

# 令和7年11月岡山県議会定例会提出予定案件

令和7年11月21日

件 名	内 容		
1 予算案件 (4)	(単位：千円)		
会 計 名	既定予算額	補正予算額	計
一般会計 令和7年度岡山県一般会計補正予算 (第4号)	780,149,427	△ 4,898,405	775,251,022
特別会計 令和7年度岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算 (第1号)	36,504	1,914	38,418
令和7年度岡山県港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号)	繰越明許費補正等 水辺空間の適正利用促進事業		
企業会計 令和7年度岡山県営電気事業会計補正予算 (第1号)	債務負担行為補正 新見水力発電所事業 (変更)		
2 事件案件 (8)	1 当せん金付証票の発売について (1) ◎令和8年度発売総額 11,000,000千円以内		
	2 工事請負契約の締結について (2) ◎地域高規格道路美作岡山道路 (国道374号) 公共道路工事 (12号橋 (仮称) 他2橋 上部工) 工 期 議決の日から令和10年3月27日まで 請負金額 1,167,100,000円 請 負 人 ピーエス・コンストラクション株式会社 岡山営業所  ◎地域高規格道路美作岡山道路 (国道374号) 公共道路工事 (7号橋 (仮称) 上部工) 工 期 議決の日から令和10年2月6日まで 請負金額 822,250,000円 請 負 人 株式会社横河ブリッジ広島営業所		
	3 岡山県ボランティア・NPO活動支援センターの指定管理者の指定について (1) ◎管理を行わせる施設 岡山市北区南方二丁目13番1号 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター 指定管理者となる団体 岡山市北区南方二丁目13番1号 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター 管理運営共同体 代表者 足羽 憲治 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで		

件名		内容
	<p>4 岡山県天神山文化プラザの指定管理者の指定について (1)</p> <p>5 岡山県渋川青年の家の指定管理者の指定について (1)</p> <p>6 岡山県青少年教育センター閑谷学校の指定管理者の指定について (1)</p> <p>7 令和6年度岡山県歳入歳出決算の認定について (1)</p>	<p>◎管理を行わせる施設 岡山市北区天神町8番54号 岡山県天神山文化プラザ 指定管理者となる団体 岡山市北区天神町8番54号 公益社団法人 岡山県文化連盟 会長 若林 昭吾 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <p>◎管理を行わせる施設 玉野市渋川二丁目7番1号 岡山県渋川青年の家 指定管理者となる団体 兵庫県神戸市中央区海岸通6番地 渋川みらい創造プロジェクト 代表者 荒谷 明彦 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <p>◎管理を行わせる施設 備前市閑谷784番地 岡山県青少年教育センター閑谷学校 指定管理者となる団体 備前市閑谷784番地 公益財団法人 特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会 理事長 國友 道一 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <p>◎地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p>
3 条例案件 (8)	別紙のとおり	
4 その他	地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について	<p>◎道路管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について 5件 1,614,600円</p> <p>◎個人車両損傷に係る和解及び損害賠償額の決定について 1件 93,800円</p> <p>◎県営住宅の明渡し並びに家賃及び損害賠償金の支払の請求等に関する訴えの提起について 3件</p>

件	名	内 容
	健全化判断比率について	◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するもの
	資金不足比率について	◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するもの
	内部統制評価報告書の提出について	◎地方自治法第150条第6項の規定により、同条第4項の報告書を提出するもの
	岡山県過疎地域持続的発展方針の策定について	◎岡山県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件等と定める条例第3条の規定により報告するもの

番号	題名	提案課	概要						
1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	デジタル推進課	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の施行に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 個人番号を利用することができる事務として条例で定める事務から、次の表の左欄に掲げる執行機関が処理する同表の右欄に掲げる事務であって規則で定めるものを除くこととする。</p> <table border="1" data-bbox="608 595 1449 1998"> <thead> <tr> <th data-bbox="608 595 770 667">執行機関</th> <th data-bbox="770 595 1449 667">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="608 667 770 1312">知事</td> <td data-bbox="770 667 1449 1312">                     私立高校生等教育給付金の支給に関する事務                      県内に高等学校の専攻科を設置する学校法人に対する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費の支援のための補助金の交付に関する事務                      私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務                      県内に高等学校の専攻科を設置する学校法人に対する生徒に係る授業料の支援のための補助金の交付に関する事務                      生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1312 770 1998">教育委員会</td> <td data-bbox="770 1312 1449 1998">                     岡山県立高校生等教育給付金の支給に関する事務                      高等学校の専攻科のうち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金の支給に関する事務                      国公立高校生等教育給付金の支給に関する事務                      高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科のうち国立学校又は公立学校（県が設置するものを除く。）が設置するものに在学する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金の支給に関する事務                      公立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務                      高等学校の専攻科のうち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料の支援金の支給に関する事務                 </td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	知事	私立高校生等教育給付金の支給に関する事務 県内に高等学校の専攻科を設置する学校法人に対する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費の支援のための補助金の交付に関する事務 私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 県内に高等学校の専攻科を設置する学校法人に対する生徒に係る授業料の支援のための補助金の交付に関する事務 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	教育委員会	岡山県立高校生等教育給付金の支給に関する事務 高等学校の専攻科のうち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金の支給に関する事務 国公立高校生等教育給付金の支給に関する事務 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科のうち国立学校又は公立学校（県が設置するものを除く。）が設置するものに在学する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金の支給に関する事務 公立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 高等学校の専攻科のうち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料の支援金の支給に関する事務
執行機関	事務								
知事	私立高校生等教育給付金の支給に関する事務 県内に高等学校の専攻科を設置する学校法人に対する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費の支援のための補助金の交付に関する事務 私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 県内に高等学校の専攻科を設置する学校法人に対する生徒に係る授業料の支援のための補助金の交付に関する事務 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務								
教育委員会	岡山県立高校生等教育給付金の支給に関する事務 高等学校の専攻科のうち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金の支給に関する事務 国公立高校生等教育給付金の支給に関する事務 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科のうち国立学校又は公立学校（県が設置するものを除く。）が設置するものに在学する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金の支給に関する事務 公立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 高等学校の専攻科のうち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料の支援金の支給に関する事務								

番号	題名	提案課	概要		
			<p>2 特定個人情報を利用することができる場合（情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から特定個人情報の提供を受けることができる場合を除く。）から、次の表の左欄に掲げる執行機関が同表の中欄に掲げる事務であって規則で定めるものを処理するために必要な限度で当該執行機関が保有する同表の右欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるものを利用するときを除くこととする。</p>		
			執行機関	事務	特定個人情報
			知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	災害救助法に基づく救助又は扶助金の支給に関する情報
					中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報
					原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく手当等の支給に関する情報
					障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給に関する情報
					児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報

番号	題名	提案課	概要																													
				<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="608 353 767 427">執行機関</th> <th data-bbox="767 353 1107 427">事務</th> <th data-bbox="1107 353 1447 427">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="608 427 767 1935"></td> <td data-bbox="767 427 1107 1935"></td> <td data-bbox="1107 427 1447 618">難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 618 767 768"></td> <td data-bbox="767 618 1107 768"></td> <td data-bbox="1107 618 1447 768">児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給に関する情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 768 767 958"></td> <td data-bbox="767 768 1107 958"></td> <td data-bbox="1107 768 1447 958">母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 958 767 1032"></td> <td data-bbox="767 958 1107 1032"></td> <td data-bbox="1107 958 1447 1032">生活保護関係情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1032 767 1294"></td> <td data-bbox="767 1032 1107 1294"></td> <td data-bbox="1107 1032 1447 1294">特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1294 767 1485"></td> <td data-bbox="767 1294 1107 1485"></td> <td data-bbox="1107 1294 1447 1485">国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1485 767 1747"></td> <td data-bbox="767 1485 1107 1747"></td> <td data-bbox="1107 1485 1447 1747">労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく職業転換給付金の支給に関する情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1747 767 1935"></td> <td data-bbox="767 1747 1107 1935">特定個人番号利用事務 (生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)</td> <td data-bbox="1107 1747 1447 1935">外国人生活保護関係情報</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	特定個人情報			難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する情報			児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給に関する情報			母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報			生活保護関係情報			特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報			国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報			労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく職業転換給付金の支給に関する情報		特定個人番号利用事務 (生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)	外国人生活保護関係情報	<p>3 その他規定の整備を行う。 (施行期日 規則で定める日)</p>
執行機関	事務	特定個人情報																														
		難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する情報																														
		児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給に関する情報																														
		母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報																														
		生活保護関係情報																														
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報																														
		国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報																														
		労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく職業転換給付金の支給に関する情報																														
	特定個人番号利用事務 (生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)	外国人生活保護関係情報																														

番号	題名	提案課	概要
2	岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	市町村課	<p>政党助成法の一部改正により、都道府県提出文書の写しの交付の制度が導入されることに伴い、当該交付に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収支報告閲覧対象文書の定義に、国会議員関係政治団体の会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを当該国会議員関係政治団体の代表者が確認した旨を記載した確認書を加える。</li> <li>2 政党助成法に基づく都道府県提出文書の写しの交付に係る手数料の額を定める。 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額（複数の方法により交付を受ける場合は、その合算額） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 複写機により複写したものの交付 交付する用紙1枚につき 10円</li> <li>(2) 光ディスクに複写したものの交付 光ディスク1枚につき 50円又は110円に都道府県提出文書1枚ごとに10円を加えた額</li> </ol> </li> <li>3 その他規定の整備を行う。</li> </ol> <p style="text-align: right;">（施行期日 令和8年1月1日）</p>
3	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例	市町村課	<p>住民基本台帳法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 知事が条例に基づき都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務から、次の事務であって規則で定めるものを除くこととする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 採石法に基づく登録又は変更の届出に関する事務</li> <li>(2) 砂利採取法に基づく登録又は変更の届出に関する事務</li> </ol> </li> <li>2 その他規定の整備を行う。</li> </ol> <p style="text-align: right;">（施行期日 条例の公布の日）</p>
4	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、児童福祉施設（児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）に入所した者の健康診断の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉施設（児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）に入所した者の健康診断の基準について、内閣府令と同一の基準に改める。</li> <li>2 その他規定の整備を行う。</li> </ol> <p style="text-align: right;">（施行期日 条例の公布の日）</p>

番号	題名	提案課	概要
5	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所の健康管理の基準を改めるものである。</p> <p>【主な内容】 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所の健康管理の基準について、内閣府令と同一の基準に改める。</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>
6	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	<p>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定障害児入所施設の健康管理の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】 1 指定障害児入所施設の健康管理の基準について、内閣府令と同一の基準に改める。 2 その他規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>
7	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園の虐待等の禁止の基準を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】 1 幼保連携型認定こども園の虐待等の禁止の基準について、内閣府・文部科学省令と同一の基準を定める。 2 その他規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>
8	岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	建築指導課	<p>建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】 岡山県土木関係手数料徴収条例において引用する建築基準法施行令の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>